

## これまでの各種事案への対応状況

### 1. 保険料等の無駄遣い

事案の概要	対応状況
<p>○ 年金保険料を年金給付以外の①職員宿舎、②長官の交際費、③公用車、④社会保険大学校のゴルフ道具、⑤社会保険事務所のマッサージ機器、⑥職員のミュージカル鑑賞やプロ野球観戦の福利厚生経費、⑦社会保険事務局の家賃、⑧年金福祉施設等に安易に使用しているのではないかと国会や新聞報道において指摘された。</p>	<p>○ これまでの国会等での議論を踏まえ、「年金保険料は年金給付及び年金給付に係る経費以外には充てない」という方針のもと、平成17年度予算における財政上の特例措置（事務費の一部に保険料財源を充当）の範囲については、制度運営に直接関わる適用、徴収、給付事務、システム経費に限定し、これまで年金保険料を充てていた職員宿舎、公用車等の経費については、国庫負担とした。 （別紙参照）</p> <p>○ また、予算の執行に当たっては、厳正な執行に努めており、個々の事案についての具体的な対応状況は以下のとおり。</p> <p>① 職員宿舎の新設（建替）については、平成16年度は予算執行を凍結するとともに、平成17年度は予算要求は行わず、既設宿舎の補修等で対応することとした。 なお、社会保険事務局長の借上宿舎は、平成12年4月に地方事務官制度の廃止に伴い、国家公務員宿舎として借り上げたものであるが、これまで順次、国設の合同宿舎等へ入居させ、本年4月末で全戸借上を解消した。</p> <p>② 長官の交際費については、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するなど、厳正な執行に努めることとしている。（平成17年度は未執行）</p> <p>③ 公用車については、平成16年度において更新は行わないなど厳正な執行に努めてきたところであり、平成17年度においては公用車の更新サイクルを見直し、42台分（106台→64台）の更新対象を削減した。</p> <p>④ 社会保険大学校のゴルフ練習場（年金保険料は充当されていない。）については、平成16年9月に廃止し、ゴルフボール、ゴルフクラブについては売却した。</p>

事案の概要	対応状況
	<p>⑤ 社会保険事務所のマッサージ機器については、平成16年度以降、購入を中止し、既存のものはフロアーに配置できる事務所においては、お客様の使用に供している。</p> <p>⑥ ミュージカルやプロ野球観戦などのレクリエーションについては、平成16年9月以降、執行していない。</p> <p>⑦ 社会保険事務局等の賃借料については、平成17年度の契約更新に際し、近隣相場を参考としつつ、貸主と賃借料の価格交渉を行い、約5億円（対前年度比10.3%）減とした。</p> <p>⑧ 厚生年金会館や厚生年金病院等の年金福祉施設等については、今後保険料を投入しないこととするとともに、今国会において成立した法律に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を本年10月に設立し、地域医療への影響や老人ホームの入居者の生活等にも配慮しつつ、5年以内に廃止・売却を進めることとしている。</p>

## 2. 安易な随意契約

事案の概要	対応状況
<p>○ 長期にわたっての特定業者との契約、契約業者の選定理由が不明確であるなど、安易な随意契約を行っていた。 （御指摘を受けた随意契約の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金銭登録機の購入</li> <li>・ 届出用紙等印刷システム（パピアート）の提供</li> <li>・ 管理換帳票の保管・運送業務委託</li> <li>・ 広報の委託 等</li> </ul>	<p>○ 社会保険庁における調達については、昨年来、国会や会計検査院の検査結果等において、安易に随意契約が結ばれているなど適切でないとの御指摘を受けており、重く受け止めている。</p> <p>○ このため、物品等の調達に当たっては、その競争性及び透明性を確保し、更には、調達コスト削減に向けて次のような取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 昨年8月以降、会計法令上、随意契約ができる場合であっても、原則、競争入札又は企画競争に付すことを通達し、徹底した。</li> <li>② 昨年10月に本庁に「社会保険庁調達委員会」を、本年4月に各社会保険事務局に「契約審査会」を設置し、調達の必要性、数量、契約方法等を厳格に審査している。 ※ 平成16年度における調達委員会の審査による調達コスト削減額：約45億円（審査前の調達予定額の9%減）</li> <li>③ 平成16年度上半期において本庁及び地方庁が締結した随意契約について、契約理由等を検証し、結果を公表したほか、当該調査結果を踏まえ、複数回契約、長期・固定化契約等について見直しを図るとともに、業務と関連性が低いと考えられる契約について精査し、廃止の方向で見直すこととしている。</li> <li>④ 本年1月分の契約から、500万円以上の随意契約については、事前に厚生労働副大臣に報告するとともに、100万円以上の随意契約については、本庁に設置した「社会保険庁随意契約審査委員会」において事後審査し、その結果をホームページで公表している。</li> <li>⑤ 本年1月に、本庁に「監査指導室」を設置し、内部監査の強化を図った。</li> </ol>

### 3. 金銭登録機及び届出用紙等印刷システム（パピアート）

事案の概要	対応状況
<p>(1) 金銭登録機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金銭登録機については、国民年金保険料の納付督促及び収納事務の効率化等を図るため、(株)カワグチ技研との随意契約により平成14年度に導入したものであるが、国会や新聞報道において、その導入経緯等に係る問題が指摘されるとともに、その導入の過程に関し、社会保険庁の元課長が当該納入業者からの収賄の容疑で平成16年9月に逮捕・起訴された。(元課長は、本年1月に収賄の罪で有罪判決)</li> <li>○ 社会保険庁においてその導入に係る事実経過等について調査を行ったところ、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元課長が権限のない調達事案に関し業者の選定や契約形態（地方庁による少額随意契約）の決定に大きな影響を与えた</li> <li>・ 決裁手続が不十分であるなど意思決定過程が不適切であった</li> </ul> </li> </ul> <p>などの問題点が明らかになった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金銭登録機の調達について、決裁手続などの内部の意思決定過程に問題があったことを踏まえ、物品等の調達に当たっては、平成17年以降、事業の企画立案や機能の選定等を行う「事業担当課」と契約の締結や予算の執行等を行う「経理課」との明確な役割分担のもとに決裁手続を実施している。</li> <li>○ 金銭登録機については、本庁で一括して購入することとし、平成16年度から競争入札により調達を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(参考)</li> <li>・ 平成14・15年度の随意契約による購入価格 1台あたり 165,200円(税抜き)</li> <li>・ 平成16年度の競争入札による購入価格 1台あたり 146,000円(税抜き)</li> <li>・ 平成17年度の競争入札による購入価格 1台あたり 137,000円(税抜き)</li> </ul> </li> <li>○ 本年1月、元課長を懲戒免職処分とした。</li> </ul>

事案の概要	対応状況
<p>(2) 届出用紙等印刷システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出用紙等印刷システムは、社会保険事業の実施に必要な届出用紙等のうち使用頻度が低いものを電磁的に管理し、必要に応じて印刷するシステムとして、(株)カワグチ技研との随意契約により平成12年2月から導入されたものであるが、国会や新聞報道において、その導入の経過等に係る問題点が指摘された。</li> <li>○ 社会保険庁において、その導入に係る事実経過等について調査を行ったところ、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当時の担当班長が契約締結前にシステムの導入を計画している旨の文章をカワグチ技研に手交していた</li> <li>・ 導入後も本庁から届出用紙を交付し、また、使用状況を把握しないなど、管理がなおざりであったなどの問題点が明らかになった。</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 会計検査院の指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金銭登録機及び届出用紙等印刷システムの導入については、会計検査院から会計法令の趣旨に反し適切でなかった等の指摘を受けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出用紙等印刷システムについては、使用状況の調査を行い、使用頻度が低調であったことを踏まえ、汎用性のパソコンの活用等で対応することとし、平成16年7月末で契約を終了させた。</li> <li>○ 届出用紙等印刷システムの導入において、必要性の検討や、業者の選定、設置台数の積算など、業務の執行の全般にわたり甘さがあったことも踏まえ、物品等の調達については、平成16年10月から、「社会保険庁調達委員会」において調達の必要性、数量、方法等を厳正に審査するなど、徹底した経費削減に努めている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弁償責任の問題については、現在、会計検査院における検討が行われており、その結果を踏まえて適切に対処する。</li> </ul>

#### 4. (株)カワグチ技研、(株)ニチネン企画からの物品の授受等

事案の概要	対応状況
<p>○ 社会保険庁職員と(株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画との癒着が国会等の場で指摘されたこと等を受け、両社と社会保険庁職員との間の物品の授受等に関する調査を行った結果、多数の職員が餞別、中元・歳暮の受領及びゴルフ、旅行を共にしていたことが判明した。</p>	<p>○ (株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画からの物品の授受等に関する調査結果については、平成17年1月にその事実関係を公表し、国家公務員倫理審査会の承認を得て、同年4月に懲戒免職2名を含む行為者76名に対し厳正な処分を実施した。</p> <p>(参考)</p> <p>免職…2名 減給…7名 戒告…29名 訓告…31名 嚴重注意(文書)…6名 嚴重注意(口頭)…1名</p> <p>○ また、多くの職員が特定の業者と深く関わり、処分を受けることとなった今回の不祥事案により、社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねることとなったことから、管理監督者に対しても処分等を実施した。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴代の社会保険庁長官4名については既に退職しており処分ができないことから、訓告相当の金額(期末特別手当10%相当額)を国庫に寄付することを求めた。</li> <li>・ また、行為者の行為時における管理監督者であって、既に退職している社会保険庁次長以下7名についても、嚴重注意(文書)相当の金額(期末特別手当又は勤勉手当の10%相当額)を国庫に寄付することを求めた。</li> <li>・ 現社会保険庁次長、現社会保険業務センター所長及び現職にある元社会保険庁次長については、嚴重注意(文書)の処分を行った。</li> </ul> <p>○ 社会保険庁としては、今回の不祥事案により多くの処分者を出したことを深く反省し、二度とこのような不祥事を発生させることのないよう、次のような対策に取り組み、綱紀肅正を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員を対象に、今回の不祥事案による処分を事例とした社会保険庁国家公務員倫理研修を今年度より毎年実施</li> <li>・ 社会保険庁法令遵守委員会(本庁)や法令遵守推進者(本庁各課、事務局及び事務所)を置き、内部牽制体制を強化</li> </ul>

## 5. 予算積算と執行の乖離

事案の概要	対応状況
<p>○ 年金週間における事業について、実際は新聞広報等に予算を執行しているにもかかわらず、予算要求は事業実態と乖離したまま慣例的に、毎年、エアロビクス大会・綱引き大会・コンサート等で積算されているなど、予算要求と実態が乖離しているのではないかと国会や新聞報道において指摘された。</p>	<p>○ 今後、予算要求の積算については、実際の予算執行に即したものとなるよう、平成18年度予算要求において、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 年金週間におけるエアロビクス大会等のように、数年間、事業実施の内容と要求内容が相違しているもの</li><li>② 予算執行額と予算要求額が大幅に乖離しているもの</li><li>③ 実際には使われていない経費を毎年要求しているもの等について見直しを徹底することとしている。</li></ol>

## 6. 監修料

事案の概要	対応状況
<p>○ 社会保険庁が保険料を財源として大量に購入していた書籍等に関し、職員が多額の監修料を受領していた。</p> <p>○ こうした監修料の受領の実態については、平成16年10月に厚生労働省として調査結果を公表したところであるが、その後、社会保険庁における管理・分配等に関する新聞報道を契機に、社会保険庁において追加的な調査を行い、平成17年1月に調査結果を公表した。</p> <p>○ この調査により、監修料のほぼすべては、監修作業者ではなく、各課庶務担当者が代わりに受領し、経理課予算班担当者に預けられた上で、各課庶務担当者に配分され、使用されるなど、監修料が組織的に管理されていたと言わざるを得ない状況が明らかになっている。</p> <p>(参考)</p> <p>大量購入に係る監修料受領金額及び人数は、出版社等からの情報によると、平成11年度から平成15年度までの5年間で、約4.9億円、606人。</p>	<p>○ 監修料については、今後、これを一切受け取らないとする厳格なルールを定め、徹底した。</p> <p>○ また、こうした事態を招いたことを組織として重く受け止め、幹部職員をはじめ一定の地位にあったものが、これまでの慣例を大きく上回る形で、給与の一部を自主的に返納した。</p> <p>(参考) 社会保険庁の自主返納の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立者数 548人</li> <li>・ 申立金額 約1億6千万円</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">〔次官・長官級 2.4月分、局長級 2.0月分、次長・審議官級 1.6月分、課長級 1.2月分、室長・企画官級 0.8月分、課長補佐級 0.2月分〕</p> <p>○ さらに、平成16年10月の調査の際に監修料の組織的な管理の仕組みの存在を積極的に明らかにしなかった各課庶務担当者や経理課予算班担当者及び資金の融通の仕組みを看過した調査関係者の合計28名に対して、平成17年1月に処分を行った。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実関係について積極的に明らかにしなかった23名に対して、嚴重注意(文書)の処分を行った。</li> <li>・ 調査を指揮監督する立場にあった5名に対して、嚴重注意(文書)又は嚴重注意(口頭)の処分を行った。</li> </ul> <p>○ なお、監修作業を行っていた者の責任については、国家公務員法や国家公務員倫理法上これをどのように評価したらよいか、国家公務員倫理審査会と論点を整理の上、適切に対処する。</p>

## 7. 年金個人情報業務目的外閲覧

事案の概要	対応状況
<p>○ 平成16年3月から社会保険庁が保有する国民年金保険料未納情報等に関する個人情報の漏洩が疑われる事例が報道され、その事実関係について社会保険庁において調査を実施した。</p> <p>○ この調査結果は同年7月にとりまとめ、情報漏洩の事実の確認できなかったものの、321名の職員が未納情報等の業務目的外閲覧を行っていたことが判明した。</p> <p>○ また、その後、自民党の社会保険庁等の改革ワーキンググループ等合同会議において再調査の指示を受け、平成17年3月に全職員を対象に平成16年1月から12月までの業務目的外閲覧の有無等について自己申告調査を行った結果、1,535名（平成16年7月の処分者321名を含む）による業務目的外の閲覧行為が明らかになった。</p> <p>○ 併せて、平成16年3月から6月までの業務目的外閲覧の状況について、オンライン通信履歴の記録をもとに調査を行った結果、188名（自己申告調査において閲覧していないと申告した者88名を含む）の閲覧が明らかになった。</p>	<p>○ 年金個人情報の業務目的外閲覧については、個人情報を管理する行政機関としてあってはならないことであり、平成16年7月、業務目的外閲覧を行った者及び管理監督者の合計513名の職員を処分した。</p> <p>（参考）平成16年7月の処分者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧行為者 321名</li> <li>・ 監督者等 192名</li> <li style="text-align: center;">計 513名</li> </ul> <p>○ 自己申告調査及びオンライン通信履歴調査の結果、業務目的外閲覧行為をした者が321名の他に多数いたこと、また、閲覧していないと自己申告した者も相当数閲覧していたことが判明したことから、さらに詳細な調査を行っており、今後、非違行為の態様に応じて厳正に対処する。</p> <p>○ 個人情報の保護対策として、以下の対策を実施し、年金個人情報の管理責任の明確化やアクセス内容の監視体制の強化を図っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成16年5月、当時の社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規程を改正し、データの業務目的外の閲覧行為の禁止を明記</li> <li>② 平成16年7月、端末操作に必要なカード番号の固定化（一人一枚化）を図るとともに、同年10月に本人識別のパスワードを導入し、管理責任を明確化</li> <li>③ 平成17年1月から社会保険事務所等における被保険者記録へのアクセス内容を監視できる仕組みを導入し、監視体制を強化</li> <li>④ 平成17年4月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の施行を踏まえ、新たに「社会保険庁保有個人情報保護管理規程」を策定し、個人情報保護を徹底</li> </ol>

## 8. 年金の過払い・未払い

事案の概要	対応状況
<p>○ 平成15年物価スライドによる年金額改定処理に伴うシステム変更作業を行う中で、プログラム誤りによる加給年金の過払いが判明し、また、年金受給者の方からの投書を契機に社会保険庁において調査を行った結果、事務処理誤りによる振替加算の未払いが判明した。</p> <p>○ その後、年金給付システムの総点検を行ったところ、先の2事象を含むプログラム誤り、事務処理誤り及び届出漏れを原因とする給付誤り計27事象が判明した。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">過払い</span> 対象者 約22,300人 金額 約91億1,500万円</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">未払い</span> 対象者 約45,400人 金額 約288億9,400万円</li> <li>・ 過払い、未払いの判明していない方 約12,000人</li> </ul> <p style="text-align: right;">(平成17年4月1日現在)</p>	<p>○ 給付誤りの内容について、平成15年6月及び7月にそれぞれ第一報、第二報として公表し、過払いとなった方には、お詫びをするとともに、返納方法について調整し、未払いの方には、速やかに追加支払いを行った。</p> <p>○ 平成15年7月に管理監督者10名に対する処分を実施した。</p> <p>(参考)</p> <p>訓告…2名 嚴重注意(文書)…3名 嚴重注意(口頭)…5名</p> <p>○ このような事故が再発することのないよう平成15年7月に社会保険庁長官を委員長とする事故再発防止策検討委員会を設置し、平成15年12月に事故再発防止策を公表するとともに、他に給付誤りがないか「総点検」を行うこととした。</p> <p>○ 平成17年4月に総点検の結果を公表するとともに、新たな事故再発防止策を策定し、実施することとした。</p> <p>(主な事故再発防止策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 制度改正等によるシステム開発の影響範囲の洗い出し方法の改善を行うとともに、システム開発委託先に対する指示を文書によるよう徹底した。</li> <li>② システム開発における人数・スキル不足の解消のため、システムの最適化計画の中で専門家の確保、養成等の抜本的な体制整備を行う。</li> <li>③ 事務マニュアルの充実・改善、職員研修の充実を図るとともに、機械処理になじむ事務はシステムに取り込んでいく。</li> <li>④ 早期発見、早期対応の観点から、現場での疑わしい事例や受給者の方からの問い合わせを組織的に集め、速やかに対応する社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会を設置した。</li> </ol> <p>○ 今後、給付誤りが判明した場合には、速やかに公表するとともに、過払いとなった方には、お詫びのうえ返納方法を調整し、未払いの方には、速やかに追加支払いを行う。</p>

## 年金事務費の取扱いについて

○国の厳しい財政事情にかんがみ、年金事務費財源の一部に保険料を充当する財政上の特例措置を継続。

(参考) 年金事務費への保険料充当の措置

平成10年～平成15年 「財政構造改革の推進に関する特別措置法」

平成16年～ 「財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」

○平成17年度予算においては、保険料負担についての国民の理解を得られるよう、特例措置の対象となる事務費の範囲について、制度運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定した。

	(平成16年度)		(平成17年度)	(差引増減)				
特例措置額	1,079億円	→	923億円	▲157億円				
			<table><tr><td>厚生年金</td><td>318億円</td></tr><tr><td>国民年金</td><td>605億円</td></tr></table>	厚生年金	318億円	国民年金	605億円	
厚生年金	318億円							
国民年金	605億円							

(参考)

(社会保険事務費 1,263億円 → 1,092億円 ▲171億円)

### 【具体的な取扱い】

- 従来から国庫負担としている人件費については、引き続き国庫負担とする。
- 人件費以外の事務費について、特例措置として保険料負担とするものは、国民の理解が得られるよう、事業運営に直接関わる経費に限定する。
  - ・ 保険事業運営に直接関わる経費  
社会保険庁と被保険者・受給者との間で行われる適用、徴収、給付に至る事務に係る経費（システム経費を含む）。
- 上記以外の経費は、国庫負担とする。
  - ・ 上記以外の内部管理事務経費  
職員宿舎、公用車、福利厚生、研修等に係る経費